

行方市DX基本方針

Ver.1.0

令和3年11月
行方市DX推進本部

1_策定の趣旨

本市は急速な人口減少と少子高齢化が深刻な状況である。新型コロナウイルス感染症の緊急対策のほか、働き方、教育、医療・介護、産業、防災など様々な地域の課題が山積している。

多様化・複雑化する社会課題の解決やSDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組に対応するため、関連する制度や施策、組織の在り方などを抜本的に見直し、デジタル技術の活用により変革していくという社会全体のデジタルトランスフォーメーション*¹（以下、DXという。）が求められている。

このような環境の変化と国の動向を踏まえ、本市としても新たなデジタル技術を積極的に活用し、効率的な市政運営を実現するとともに Society5.0*²時代にふさわしいスマート自治体*³への転換を推進するため、これから取り組むべきDXの基本的な考え方を「行方市DX基本方針」として定めるものである。

*1_デジタルトランスフォーメーション（DX）

Digital Transformationの略。デジタル技術を利用した変革のこと。環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。（経済産業省DX推進ガイドライン）

*2_Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の新たな社会のこと。

*3_スマート自治体

人口減少が深刻化しても自治体が持続可能なかたちで行政サービスを提供し続け、住民福祉の水準を維持し、職員を事務作業から解放して、職員は職員でなければできない、より価値のある業務に注力し、ベテラン職員の経験をAI等に蓄積・代替し、団体の規模・能力や職員の経験年数に関わらずミスなく事務処理を行う自治体のこと。

2_基本理念

本市DXの基本理念を次のとおり掲げる。

（1）使命 ～ミッション：組織の存在意義、社会的使命

「誰もがデジタルの恩恵を受けられるシンプルでスマートな仕組みを創る」

データは新たな価値創造の源泉である。誰もがデータを効果的に活用し、多種多様なサービスを容易に受けられる仕組みを一つひとつ確実に構築する。

（2）未来の姿 ～ビジョン：目指す理想の組織像

「便利さと快適さを実感できる、人に優しいスマート自治体の実現」

DXによって、すべての人が利便さと快適さを実感し、時間や場所にとらわれない多様な関わり方ができる持続可能なスマート自治体を実現する。

（3）行動基準 ～バリュー：業務遂行にあたり守るべき価値観

「省力化と高速化に努め、多様性と柔軟性を活かし、公平と幸福を追求する」

職員一人ひとりが業務の「省力化」と「高速化」に努めなければならない。既成概念や常識の枠を外し、それぞれの違いを尊重する「多様性」と多角的に思考する「柔軟性」を活かす組織でなければならない。そして、すべての人の「公平」と「幸福」を追求し、その成果は住民と職員が共に満足するものでなければならない。

3_対象期間

この方針の対象期間は、令和3年11月から令和8年3月までとする。

また、国の動向及び社会情勢の変化に柔軟に対応できるよう随時見直しを行うものとする。

4_推進体制

この方針の着実な実行に向け、行方市DX推進本部*⁴が総合調整及び進行管理を行い、全庁横断的にDXを推進するものとする。

*4_行方市DX推進本部

行方市のDXに係る施策を総合的かつ計画的に推進する組織体制。

5_実現方法

本市DXは、国の「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」、「デジタル・ガバメント実行計画」及び「自治体DX推進計画」等を踏まえ、目標時期等が設定されているシステムの標準化等やオンライン化に遅延なく取り組み、全国一律の一定水準に到達させることを目指す。

一方、住民の利便性の向上や市役所業務の効率化は、データを駆使した住民目線の新たな行政サービスをいち早く提供することを念頭にスモールスタートやトライアルから着手し、必要に応じて利用拡大を図るものとする。

また、行政が保有するデータを民間が活用できるデータ連携基盤を提供し、民間における様々なデジタル・ビジネスの創出や官民連携による新たな価値の創出など、地域社会のデジタル化のための基盤を構築する。

以下、本市が取り組むべき事項を示す。

(1) 情報システム標準化・共通化

目標時期を令和7年度とし、ガバメントクラウドの活用に向けた検討を踏まえ、基幹系17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行する。また、この影響を受ける関連業務についても並行して標準準拠システムへの移行を検討する。

この取り組みは、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」に則り推進する。

【システム標準化・共通化の対象事務】

標準化対象システム(17業務)	
住民基本台帳	障害者福祉
選挙人名簿管理	生活保護
固定資産税	健康管理
個人住民税	児童手当
法人住民税	児童扶養手当
軽自動車税	子ども・子育て支援
就学	標準化の影響を受けるシステム(5業務)
国民年金	印鑑登録
国民健康保険	戸籍・戸籍の附票
後期高齢者医療	収滞納管理
介護保険	乳幼児医療
	ひとり親医療

◇地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）

(2) マイナンバーカードの普及促進

令和4年度末までにほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを目指し、交付円滑化計画に基づき、申請受付窓口の強化など交付体制を充実し、マイナンバーカードの普及促進に向け取り組みを行うものとする。

この取り組みは、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議）を踏まえ実施する。

◇マイナンバーカード交付円滑化計画の改訂について（令和2年10月27日付け総行住第181号）
◇世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）
◇マイナンバーカード交付円滑化計画の策定について（令和元年9月11日付け閣副第396号）

(3) 行政手続のオンライン化

令和4年度末を目指して、主に住民がマイナンバーカードを用いて申請を行うことが想定される手続のうち、子育て関係15手続、介護関係11手続、被災者支援関係1手続及び転出入手続のワンストップ化について、原則マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする。

前記以外の全ての分野の手続においてもオンライン化できる環境を整備する。オンライン化の検討にあたっては、手続の処理件数、紙原本の提出の必要性、添付書類の性質等について検証し、業務効率化の観点からオンライン化に適した手続を選定する。

これらにより、ぴったりサービス又は独自のオンライン申請サービス（汎用的電子申請システム）の利用を検討し、可能なものから順次進めていくものとする。

この取り組みは、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」により全庁的に推進する。

【マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能にする手続】

子育て関係(15 手続)	介護関係(11 手続)
児童手当等の受給資格及び児童手当の額についての認定請求	要介護・要支援認定の申請
児童手当等の額の改定の請求及び届出	要介護・要支援更新認定の申請
氏名変更／住所変更等の届出	要介護・要支援状態区分変更認定の申請
受給事由消滅の届出	居宅(介護予防)サービス計画作成(変更)依頼の届出
未支払の児童手当等の請求	介護保険負担割合証の再交付申請
児童手当に係る寄附の申出	被保険者証の再交付申請
児童手当に係る寄附変更等の申出	高額介護(予防)サービス費の支給申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の申出	介護保険負担限度額認定申請
受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出	居宅介護(介護予防)福祉用具購入費の支給申請
児童手当等の現況届	居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給申請
支給認定の申請	住所移転後の要介護・要支援認定申請
保育施設等の利用申込	被災者支援関係
保育施設等の現況届	り災証明書の発行申請
児童扶養手当の現況届の事前送信	転出・転入関係
妊娠の届出	転出転入手続のワンストップ化

- ◇地方公共団体におけるオンライン利用促進指針（令和2年3月4日改訂内閣官房・内閣府・総務省）
- ◇情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）
- ◇情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（「デジタル手続法」）（平成14年法律第151号）

（4）AI・RPA*⁵の利用推進

AI・RPAは、業務改善を促進する有力なツールである。AI・RPAができること、できないことを正しく理解し、現在の業務のやり方を可視化した上で導入を検討する必要がある。この取り組みは、「自治体におけるRPA導入ガイドブック（令和3年1月総務省）」及び「自治体におけるAI活用・導入ガイドブック（令和3年6月総務省）」により全庁的に推進する。

- ◇自治体戦略2040構想研究会「スマート自治体への転換」提言（平成29年10月総務省）

*5_RPA

Robotic Process Automationの略。コンピューター上で行われる業務プロセスや作業を人に代わり自動化する技術のこと。

（5）テレワークの推進

テレワークの推進は、資料のデジタル化や業務プロセスの見直しにより抜本的な業務改革が見込まれることから、多様な働き方を実現できる「働き方改革の切り札」となり得る。

また、テレワークは、感染症対策に加え、災害時における行政機能の維持のための有効な手段である。職員が在宅やサテライトオフィスで業務を遂行できる環境を整え、事務事業にテレワークを組み込んでいくことが、持続的な行政運営と地域社会の安定のために必要である。

この取り組みは、「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き（令和3年4月総務省）」により、全庁的に推進する。

（6）セキュリティ対策の徹底

本市が保有する情報を守り、住民生活や地域の社会経済活動を保護するため、情報セキュリティ水準の向上を図り、業務を継続する必要がある。「クラウド・バイ・デフォルト原則*⁶」や行政手続のオンライン化、テレワークなど新たな時代の要請を踏まえ、業務の利便性・効率性の向上を目的とした新たな情報セキュリティ対策が必要である。

この取り組みは、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版総務省）」により実施し、本市情報セキュリティの抜本的な見直しを行うものとする。

- ◇サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）

- ◇次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について（令和2年8月18日付け総行情第109号）

*6_クラウド・バイ・デフォルト原則

クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行うこと。

(7) デジタル人材の育成・確保

情報システムを効果的に活用して目的を達成するためには、広く職員のデジタルリテラシーの向上が不可欠であるため、デジタル人材の育成・確保及び職員に対する研修等を計画的に実施していくものとする。

○J T*⁷・O F F-J T*⁸による研修や独立行政法人情報処理推進機構（I P A）が実施する情報処理技術者試験等の推奨、人事運用上の取り組みなどを組み合わせて行うことが重要である。

また、必要に応じて外部のデジタル人材の登用を検討する。プロジェクト単位など一時的に専門家の助言が必要になる場合は、国や県、地方公共団体情報システム機構（J-L I S）の支援事業によるI C T専門家や地域情報化アドバイザー、地域力創造アドバイザー、地方支援アドバイザーなどの派遣制度を活用する。

◇地方公共団体の情報担当職員等に対する研修について（令和3年4月28日付け事務連絡）

◇地域情報化アドバイザー派遣制度（総務省情報流通行政局）

◇地域力創造のための外部専門家の活用に対する財政措置／地域力創造アドバイザー制度（総務省地域力創造G）

◇地方支援アドバイザー／課題解決型マッチング事業（J-L I S）

*7_○J T

On the Job Trainingの略。職場内研修。上司や先輩が部下や後輩に対し実務を通じて指導し、知識や技術、態度などを習得させる教育手法。

*8_○F F-J T

Off the Job Trainingの略。通常の業務を一時的に離れ、知識や技術を体系的に学習する教育手法。セミナーや職員研修、eラーニングなど。

(8) 地域社会のデジタル化

デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針（令和2年12月25日閣議決定）では、「地域社会においても、高度情報通信ネットワークの利用・データの活用により、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会を実現し、住民福祉の向上に寄与する。そして、一人ひとりが安心して参加可能なデジタル社会の形成により、災害等に迅速・的確に対応可能な安全・安心な暮らしを実現することにも寄与する。」としている。

本市の地域課題の解決に向け、地域におけるSociety5.0の推進に関する様々な国の施策を活用し、情報通信環境の整備を推進するとともに、住民のデジタルリテラシー向上のため、地域や事業者、団体等と連携した取り組みによりDXのメリットを享受できる地域社会のデジタル化を集中的に推進する。

◇高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「I T基本法」）（平成12年11月29日成立）

◇地域におけるSociety5.0の推進関連施策集（令和3年度版）（令和3年4月16日地域Society5.0推進連絡会議）

(9) デジタルデバイド*⁹対策

地域社会のデジタル化の推進にあたり、地理的な制約、年齢、身体的な条件、性別、国籍及び経済的な理由等によるデジタル化の格差是正を図るため、誰も取り残さない形で、全ての住民にデジタル化の恩恵を広く受けることができるよう利用者目線で必要な措置を講じ、地域の幅広い関係者と連携した地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援を実施する。

◇地域におけるデジタル活用支援の推進について（令和3年1月29日付け総行情第14号）

◇地域におけるデジタル活用支援の事例について（令和3年3月29日付け総務省自治行政局地域振興室事務連絡）

*9_デジタルデバイド（Digital divide）

インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のこと。

(10) B P R*¹⁰の取り組みの徹底（書面・押印・対面の見直し）

デジタル化の効果を最大限に発揮するためにも、デジタル化の目的である「利用者中心の行政サービス」に立ち返った抜本的な業務改革（B P R）が必要である。

DXにおいて特に急務とされる書面・押印・対面規制の見直しにおいては、業務改善の三段階「やめる、へらす、かえる」の視点から変革しなければならない。

◇地方公共団体における押印見直しマニュアル（令和2年12月18日付け規制改革・行政改革担当大臣通知）

*10_B P R

既存の業務内容や業務フロー、組織構造、ルールを全面的に見直し、再設計（リエンジニアリング）すること。抜本的な業務改革。

(11) オープンデータ*11の推進

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、国及び地方公共団体はオープンデータに取り組むことが義務付けられている。オープンデータへの取り組みにより、国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化・効率化等が期待されるものである。

本市が保有するデータをオープン化し、オープンデータとして住民、地域、企業が共用できる環境をつくり、新たな価値や文化の創造ができるよう積極的に推進するものとする。

◇地方公共団体オープンデータ推進ガイドライン（令和3年6月15日改定内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室）

◇オープンデータ基本指針（平成29年5月30日IT本部・官民データ活用推進戦略会議決定 令和3年6月15日改正）

*11_オープンデータ

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。（総務省）

・営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ・機械判読に適したもの ・無償で利用できるもの

(12) 官民データ活用推進計画策定の推進

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）において、都道府県には官民データ活用の推進に関する施策の基本的な計画についての策定義務が、市町村（特別区含む）には同計画の策定の努力義務が定められている。

オープンデータの推進により、民間事業者や地域住民にとって地域課題の解決に資する取り組みや新たなビジネスを創出する機会が増えることを期待し、官民データ活用推進に関する計画策定を検討する。

◇市町村官民データ活用推進計画策定の手引き（令和元年10月官民データ活用推進基本計画実行委員会）

◇地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック Ver2.0（令和元年5月総務省）

6_進行管理

本市DX推進の進行管理は、実施目標の進捗状況を把握し、成果の検証を行い、検証に基づく見直しや業務改善などPDCAサイクルを確立することで取組事項の進捗を点検するとともに社会情勢の変化にも速やかに対応し、適切な方針転換を行うものとする。

また、各部署の取り組みについて発信する機会を設けることで組織内外に進捗情報を共有する。

行方市DX基本方針 ver1.0
2021年(令和3年)11月策定
行方市DX推進本部